

書式1

申請書【クレジット・デビットカードチャージ_オン・オフライン】

燃料価格高騰支援金申請書

(クレジットカード・デビットカードチャージ)

申請者	氏名	住民登録番号 (外国人登録番号)	電話番号
	住所		電子メール

個人情報の収集及び活用 (必須事項)	確認
<p>1. 収集・利用に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/> 個人情報の活用目的 洞の申請書を受け付けた市・郡・区庁長は、「補助金管理に関する法律」第26条の3に基づき、燃料価格高騰支援金対象者の確認などのために個人情報を活用します。</p> <p><input type="checkbox"/> 活用する個人情報 個人情報及び家族関係の確認に関する情報、その他受給権者を選定するために必要な情報として、住民登録電算情報、家族関係登録電算情報、外国人登録情報、国民健康保険などの資料又は情報について関係機関に要請したり、関連情報通信網（行政情報共同利用を含む）を通じて照会します。 []</p> <p><input type="checkbox"/> 個人情報の保有 「補助金管理に関する法律」第26条の5第1項に基づき、補助金管理情報は5年間保有（補助金の重複・不正受給の防止のため5年を越えて保有することができる）することができます。 「補助金管理に関する法律」第26条の5第2項に基づき、補助金管理情報を除いた個人情報は、適格の有無など処理目的の達成時に直ちに破棄します。</p> <p><input type="checkbox"/> 固有識別情報の収集・利用に関する案内 洞の申請書を受け付けた市・郡・区庁長は、「補助金管理に関する法律」第26条の3に基づき、燃料価格高騰支援金対象者の確認などのために固有識別情報（住民登録番号、外国人登録番号）、連携情報を活用することができます。 「補助金管理に関する法律」第26条の5第1項に基づき、補助金管理情報は5年間保有（補助金の重複・不正受給の防止のため5年を越えて保有することができる）することができます。 「補助金管理に関する法律」第26条の5第2項に基づき、補助金管理情報を除いた個人情報は、適格の有無などの処理目的の達成時に直ちに破棄します。 []</p>	
<p>2. 個人情報処理の委託に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/> 委託を受ける者：新韓カード、KB国民カード、サムスンカード、ロッテカード、ピーシーカード、ハナカード、ウリカード、現代カード、NH農協カード、KB国民銀行、新韓銀行、NH農協銀行、ウリ銀行、ハナ銀行、IBK企業銀行、SC第一銀行、IMバンク、水協銀行、セマウル金庫、郵便局預金、釜山銀行、光州銀行、全北銀行、慶南銀行、済州銀行、全国の貯蓄銀行、農協、畜協、信組、ケイバンク、カカオバンク、トスバンク、カカオペイ、ネイバーファイナンシャル、BCパロカード、KGファイナンシャル []</p> <p><input type="checkbox"/> 委託目的：燃料価格高騰支援金の支給及び精算</p> <p><input type="checkbox"/> 委託する個人情報の範囲：氏名、住民登録番号（外国人登録番号）、連携情報、住所、連絡先</p> <p><input type="checkbox"/> 委託を受けた者の個人情報の保有・利用期間：委託業務期間の間保有及び利用</p>	

注意事項 (必須事項)	確認
<p>1. 「補助金管理に関する法律」に基づき、虚偽又はその他の不正な方法で支援金を受け取ったり、他人に支援金を受け取らせた場合、支援金を支給目的とは異なる用途（転売、現金化など）に使用した場合、燃料価格高騰支援金の支給理由が遡及して消滅した場合などには、支援金を支給した機関がその費用の全部又は一部をその支援金を受け取った者、又は支援金を受け取らせた者から還収することができ、当該法律が定めるところにより懲役又は罰金の処分を受けることがあります。 []</p> <p>2. 燃料価格高騰支援金の申請のために作成・提出された書類は返却されません。</p> <p>3. 燃料価格高騰支援金の使用期間及び使用可能な地域と業種が制限されており、使用期間内に使用しない場合チャージ金は消滅します。</p>	

本人は個人情報の収集・活用及び注意事項について受付機関から説明を受けたことを確認し、上記の通り燃料価格高騰支援金を申請します。

年 月 日

申請者氏名： (署名又は印)

特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長殿

必要書類 | 1. 申請者の個人情報が確認できる書類

참고용

書式2

申請書【モバイル・カード型商品券_オンライン】

燃料価格高騰支援金申請書（モバイル・カード型地域愛商品券）

申請者	氏名	住民登録番号 (外国人登録番号)	電話番号
	住所		電子メール

個人情報の収集及び活用（必須事項）	確認
<p>1. 収集・利用に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/> 個人情報の活用目的 洞の申請書を受け付けた市・郡・区庁長は、「補助金管理に関する法律」第26条の3に基づき、燃料価格高騰支援金対象者の確認などのために個人情報を活用します。</p> <p><input type="checkbox"/> 活用する個人情報 個人情報及び家族関係の確認に関する情報、その他受給権者を選定するために必要な情報として、住民登録電算情報、家族関係登録電算情報、外国人情報、国民健康保険などの資料又は情報について関連機関に要請したり、関連情報通信網（行政情報共同利用を含む）を通じて照会します。</p> <p><input type="checkbox"/> 個人情報の保有 「補助金管理に関する法律」第26条の5第1項に基づき、補助金管理情報は5年間保有（補助金の重複・不正受給防止のため5年を越えて保有することができる）することができます。 「補助金管理に関する法律」第26条の5第2項に基づき、補助金管理情報を除いた個人情報は、適格の有無などの処理目的の達成時に直ちに破棄します。</p> <p><input type="checkbox"/> 固有識別情報の収集・利用に関する案内 洞の申請書を受け付けた市・郡・区庁長は、「補助金管理に関する法律」第26条の3に基づき、燃料価格高騰支援金対象者の確認などのために固有識別情報（住民登録番号、外国人登録番号）、連携情報を活用することができます。 「補助金管理に関する法律」第26条の5第1項に基づき、補助金管理情報は5年間保有（補助金の重複・不正受給の防止のため5年を越えて保有することができる）することができます。 「補助金管理に関する法律」第26条の5第2項に基づき、補助金管理情報を除いた個人情報は、適格の有無などの処理目的の達成時に直ちに破棄します。</p>	[]
<p>2. 個人情報処理の委託に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/> 委託を受けた者：韓国簡便決済振興院、コナアイ、ビズプレイ、KIS韓国語、ナイス韓国語、釜山銀行、ゼロペイ、IMバンク、全北銀行</p> <p><input type="checkbox"/> 委託目的：燃料価格高騰支援金支給及び精算</p> <p><input type="checkbox"/> 委託する個人情報の範囲：氏名、住民登録番号（外国人登録番号）、連携情報、住所、連絡先</p> <p><input type="checkbox"/> 委託を受けた者の個人情報の保有・利用期間：委託業務期間の間保有及び利用</p>	[]
注意事項（必須事項）	確認
<p>1. 「補助金管理に関する法律」に基づき、虚偽又はその他の不正な方法で支援金を受け取ったり、他人に支援金を受け取らせた場合、支援金を支給目的とは異なる用途（転売、現金化など）に使用した場合、燃料価格高騰支援金の支給理由が遡及して消滅した場合などには、支援金を支給した機関がその費用の全部又は一部をその支援金を受け取った者、又は支援金を受け取らせた者から還収することができ、当該法律が定めるところにより懲役又は罰金の処分を受けることがあります。</p> <p>2. 燃料価格高騰支援金の申請のために作成・提出した書類は返却されません。</p> <p>3. 燃料価格高騰支援金の使用期間及び使用可能な地域と業種が制限されており、使用期間内に使用しない場合チャージ金は消滅します。</p>	[]

本人は個人情報の収集・活用及び注意事項について、受付機関から説明を受けたことを確認し、上記の通り燃料価格高騰支援金を申請します。

年 月 日

申請者氏名： (署名又は印)

特別自治市長・特別自治道知事・市長・群守・区庁長殿

必要書類 | 1. 申請者の個人情報を確認することができる書類

書式3

申請書【地域愛商品券・プリペイドカード_オフライン】

※ オンライン申請ができないカード型地域愛商品券は本書式を活用

燃料価格高騰支援金申請書（地域愛商品券・プリペイドカード）

申請者	氏名	住民登録番号 (外国人登録番号)	電話番号		
	住所	□ 6月18日以降に引越し 電子メール			
代理人	氏名	住民登録番号 (外国人登録番号)	申請者との関係		
	住所	携帯電話 (固定電話) 電子メール			
支給方法	種類	地域愛商品券（紙類型） []	地域愛商品券（モバイル） []	地域愛商品券（カード型） []	プリペイドカード []
	受取場所	邑面洞住民センター []	地域金庫 []	訪問支給（訪問申請対象者のみ選択） []	

個人情報の収集及び活用（必須事項）

確認

1. 収集・利用に関する事項

□ 個人情報活用目的

洞の申請書を受け付けた市・郡・区庁長は、「補助金管理に関する法律」第26条の3に基づき、燃料価格高騰支援金対象者の確認などのために個人情報を活用します。

□ 活用する個人情報

個人情報及び家族関係の確認に関する情報、その他受給権者を選定するために必要な情報として、住民登録電算情報、家族関係登録電算情報、外国人情報、国民健康保険などの資料又は情報について関係機関に要請したり、関連情報通信網（行政情報共同利用も含む）を通じて照会します。

[]

□ 個人情報の保有

「補助金管理に関する法律」第26条の5第1項に基づき、補助金管理情報は5年間保有（補助金の重複・不正受給の防止のため5年を超えて保有することができる）することができます。

「補助金管理に関する法律」第26条の5第2項に基づき、補助金管理情報を除いた個人情報は、適格の有無などの処理目的が達成された場合、直ちに破棄します。

□ 固有識別情報の収集・利用に関する案内

洞の申請書を受け付けた市・郡・区庁長は、「補助金管理に関する法律」第26条の3に基づき、燃料価格高騰支援金の対象者の確認などのために固有識別情報（住民登録番号、外国人登録番号）を活用することができます。

「補助金管理に関する法律」第26条の5第1項に基づいて補助金管理情報は5年間保有（補助金の重複・不正受給の防止のため5年を超えて保有することができる）することができます。

[]

「補助金管理に関する法律」第26条の5第2項に基づき、補助金管理情報を除いた個人情報は、適格の有無などの処理目的の達成時に直ちに破棄します。

2. 個人情報処理の委託に関する事項

□ 委託を受けた者： ウリ銀行、新韓銀行、農協など（自治体ごとの地域金庫銀行を明示）

□ 委託目的：燃料価格高騰支援金支給及び精算

□ 委託する個人情報の範囲：氏名、住民登録番号（外国人登録番号）、住所、連絡先

□ 委託を受けた者の個人情報の保有・利用期間：委託業務期間の間保有及び利用します。

[]

注意事項（必須事項）

確認

1. 「補助金管理に関する法律」に基づき、虚偽又はその他不正な方法で支援金を受け取ったり、他人に支援金を受け取らせた場合、支援金を支給目的と異なる用途（転売、現金化など）に使用した場合、燃料価格高騰支援金の支給理由が遡及して消滅した場合などには、支援金を支給した機関が、その費用の全部又は一部をその支援金を受け取った者、又は支援金を受け取らせた者から還収することができ、当該法律で定めるところにより懲役又は罰金の処分を受けることがあります。

[]

2. 燃料価格高騰支援金申請のために作成・提出した書類は返却されません。

3. 燃料価格高騰支援金の使用期間及び使用可能な地域と業種が制限されており、使用期間内に使用しない場合チャージ金は消滅します。

本人（代理申請者も含む）は、個人情報の利用及び注意事項について受付機関から説明を受けたことを確認し、上記の通り燃料価格高騰支援金を申請します。

年 月 日
申請者（代理申請者）氏名：

（署名又は印）

特別自治市長・特別自治道知事・市長・群守・区庁長殿

必要書類 1. 申請者の個人情報を確認できる書類
2. 委任状及び委任者との関係を確認できる書類

書式4

委任状

委任状

委任 する人	氏名	生年月日
	住所	電話番号
委任を 受ける人	氏名 (署名又は印)	生年月日
	委任する人との関係	電話番号
	住所	
民願 内容	商品券・プリペイドカード受領 []	異議申立て []

上記の委任者は、上記の委任を受ける者に対し、上記の民願内容に関する一切の権利と義務を委任します。

年 月 日

委任者

(署名又は印)

注意事項

1. 委任を受ける者の身分証明書（住民登録証、パスポート、運転免許証など）及び委任者との関係を確認することのできる書類を提示する必要があります。
2. 他人の印鑑を盗用するなど、虚偽の委任状を作成して申請した場合、「刑法」第231条と第232条に基づき、私文書偽造・変造罪として5年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処せられます。

書式5**処分事前通知書【「行政手続法施行規則」別紙第8号書式】**

■ 行政手続法施行規則【別紙第8号書式】<改訂 2014年7月28日>

行政機関名

受信者

(經由)

件名 **処分事前通知書 (意見提出通知)**

「行政手続法」第21条1項に基づき、当機関が行おうとする処分の内容を通知致しますので、ご意見を提出していただきますようお願い申し上げます。

予定されている 処分の件名						
当事者	氏名(名称)					
	住所					
処分の事由と なる事実						
処分しようとする 内容						
法的根拠及び 条文内容						
意見提出	提出先	機関名	部署名			担当者
		住所				電話番号
		電子メール				ファックス 番号
	提出期限	年 月 日まで				

<意見提出時の注意事項>

- 貴殿は上記の事項について口頭・情報通信網又は別紙第11号書式による書面により意見提出を行うことができ、主張を立証する証拠資料を併せて提出することができます。ただし、情報通信網を利用して意見を提出する場合は、事前に意見提出機関に連絡し、意見を提出した後、意見の到着を担当者に確認して下さい。
 - 意見提出期間内に意見を提出しない場合は、意見がないものと見なされます。
 - 貴殿が行政庁に出頭して意見陳述をする場合は、事前にその旨を行政庁に通知して下さい。
 - その他不明な点がある場合には、意見提出機関にお問い合わせ下さい。
- ※ 「行政手続法」第22条第1項第3号に基づき、処分の内容が①許認可等の取消し、②身分・資格の剥奪、③法人や組合などの設立許可の取消しのいずれかに該当する場合、意見提出期限内に聴聞を申請することができます。以上

発信名義**職印**

机安者 職位(職級) 서명	검토자 職位(職級) 서명	결재권자 職位(職級) 서명
협조자		
시행 주소	처리과-일련번호(시행) 주소	접수 / 홈페이지 주소
전화번호()	팩스번호()	/ 기안자의 전자우편주소 / 공개구분
		210mm×297mm[白紙 80g/m ² (再生紙)]

書式6

意見提出書【「行政手続法施行規則」別紙第11号書式】

■ 行政手続法施行規則〔別紙第11号書式〕<改訂 2014年7月28日>

意見提出書

※ 以下の注意事項をご確認の上、ご記入下さい。

意見提出者	氏名	
	住所	電話番号
意見提出内容	① 予定されている処分名	
	当事者	氏名（名称）
		住所 (電話番号：)
	意見	
その他		

「行政手続法」第27条第1項（第31条第3項）に基づき、上記のように意見を提出します。

年 月 日

意見提出者

(署名又は印)

貴殿

注意事項

1. 記載欄が不足する場合は、別紙を使用できます。
2. 証拠資料などを添付できます。
3. 上記意見提出に関連して文書を受け取った場合は、文書記号と日付を①欄に併記して下さい。

210mm×297mm〔白紙 80g/㎡(再生紙)〕

書式7

返還通知書

燃料価格高騰支援金返還（返還命令）通知書（○次）

燃料価格高騰 支援金対象者	氏名		電話番号		
	生年月日				
	住所				
支援内容					
返還（還収） 事由					
返還決定額		ウォン	納付場所		
既納付額		ウォン			
納付額		ウォン			
納付期限	年	月	日まで	計算内訳	別紙
<p>「補助金管理に関する法律」第31条及び第33条に基づき、対象者に対する燃料価格高騰支援金の提供費用を返還及び還守するために、上記の金額を納付期限まで納付していただくようお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">特別自治市長・特別自治道知事・市長・群守・区庁長</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid red; padding: 2px;">職印</div>					

書式8

燃料価格高騰支援金残高移行申請書

燃料価格高騰支援金残高移行申請書

申請者	氏名	住民登録番号 (外国人登録番号)	電話番号	燃料価格高騰支援金残高	
	住所	電子メール		(公務員記載)	ウォン
				(申請者確認)	(署名又は印)

代理人	氏名	住民登録番号 (外国人登録番号)	申請者との 関係	携帯電話 (固定電話)
	住所			電子メール

1. 支援金の残高は、申請書を受理した担当公務員が照会して記入し、申請者は確認後、署名します。
ただし、住所変更などにより残高を即時に照会できない場合、申請者は後日別途確認後署名します。

申請理由	カード使用不能 [] (理由: 例: 信用不良、有効期限切れ等)
支給方法	地域愛商品券 (紙類型) [] 地域愛商品券 (モバイル) [] 地域愛商品券 (カード型) [] プリペイドカード []

1. 支給方法はその最小券種に応じて選択が一部制限される場合があります。地域愛商品券又はプリペイドカードへの変換が不可能な部分については現金で支給されます。
例: 残高が333,580ウォンで、商品券・プリペイドカードの最小券種が1万ウォンの場合、330,000ウォンは商品券・プリペイドカードで、3,580ウォンは現金で支給

口座情報	銀行	口座名義 人	口座番号
------	----	-----------	------

1. 申請者本人の名義の口座でのみ受け取ることができます。
ただし、差押えなどにより本人の口座の使用が困難な場合、世帯主の配偶者又は直系尊卑属名義の口座で受け取りが可能です。

個人情報収集及び活用 (必須事項) 確認

1. 収集・利用に関する事項

□ 個人情報の利用目的

洞の申請書を受け付けた市・郡・区庁長は、「補助金管理に関する法律」第26条の3に基づき、燃料価格高騰支援金対象者の選定及び確認などのために個人情報を活用します。

□ 活用する個人情報

個人情報及び家族関係の確認に関する情報、その他受給権者を選定するために必要な情報として、住民登録電算情報、家族関係登録電算情報、国民健康保険などの資料又は情報について関係機関に要請したり、関連情報通信網(行政情報共同利用を含む)を通じて照会します。

□ 個人情報の保有

「補助金管理に関する法律」第26条の5第1項に基づき、補助金管理情報は5年間保有(補助金の重複・不正受給防止のため5年を超えて保有することができる)することができます。
「補助金管理に関する法律」第26条の5第2項に基づき、補助金管理情報を除いた個人情報は適格の有無などの処理目的達成時直ちに破棄します。

□ 固有識別情報の収集・利用に関する案内

洞の申請書を受け付けた市・郡・区庁長は、「補助金管理に関する法律」第26条の3に基づき、燃料価格高騰支援金対象者の確認などのために固有識別情報(住民登録番号、外国人登録番号)及び関連情報を活用することができます。

「補助金管理に関する法律」第26条の5第1項に基づき、補助金管理情報は5年間保有(補助金の重複・不正受給防止のため5年を超えて保有することができる)することができます。

「補助金管理に関する法律」第26条の5第2項に基づき、補助金管理情報を除いた個人情報は適格の有無などの処理目的達成時直ちに破棄します。

2. 個人情報処理の委託に関する事項

□ 委託を受けた者: ウリ銀行、新韓銀行、農協など(自治体ごとに地域金庫銀行を記載)

□ 委託目的: 燃料価格高騰支援金支給及び精算

□ 委託する個人情報の範囲: 氏名、住民登録番号(外国人登録番号)、関連情報、住所、連絡先

□ 委託を受けた者の個人情報の保有・利用期間: 委託業務期間の間保有及び利用します。

注意事項 (必須事項) 確認

1. 「補助金管理に関する法律」の基づき、虚偽又はその他の不正な方法で支援金を受け取ったり、他人に支援金を受け取らせた場合、支援金の目的と異なる用途(転売、現金化など)に使用した場合、燃料価格高騰支援金の支給理由と遡及して消滅した場合には、支援金を支給した機関がその費用の全部又は一部をその支援金を受け取った者又は支援金を受け取らせた者から還収することができ、当該法律で定めるところにより懲役又は罰金の処分を受けることがあります。

2. 燃料価格高騰支援金申請のために作成・提出した書類は返却されません。	
3. 燃料価格高騰支援金の使用期間及び使用可能な地域と業種が制限されており、使用期間内に使用しない場合チャージ金は消滅します。	

本人（代理申請者を含む）は、個人情報の活用及び注意事項について受付機関から説明を受けたことを確認し、上記の通り燃料価格高騰支援金残高の移行を申請します。

申請者（代理申請者）氏名： _____ 年 ____ 月 ____ 日 (署名又は印)

特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長殿

必要書類	1. 申請者の個人情報を確認できる書類 2. 会社及び委託者との関係を確認できる書類（代理申請時） 3. その他移行申請理由を確認できる書類等
------	-------------------------------------------------------------------------------

